

平成26年度 公社等外郭団体との随意契約 一覧

※ 公の施設の指定管理を含み、補助金及び貸付金等の支出を除く。
平成27年3月31日現在

| No. | 団体名 | 業務名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|--------------|--------------------------------|---------------|-------------|---------------------|---------|------|-------|--|--------------|
| | | | うちH26年度 | | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 1 | (一社)高知医療再生機構 | 平成26年度高知県地域医療再生事業 | 408,752,845 | 408,752,845 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 当事業は、医師の地域偏在の解消等を目的に、医師のキャリア形成支援や、県外からの医師の招聘等を高知大学をはじめとした県内医療関係機関と連携して行うものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。(契約事務の適正化要綱第2の1(2)のセに該当) | 医師確保・育成支援課 |
| 2 | (一社)高知医療再生機構 | 平成26年度高知県勤務環境整備事業 | 3,615,278 | 3,615,278 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 当事業は、女性医師が県内医療機関に復職する場合の相談対応や復職に係る研修を受け入れる病院との調整を行うものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。(契約事務の適正化要綱第2の1(2)のセに該当) | 医師確保・育成支援課 |
| 3 | (一社)高知医療再生機構 | 脳卒中患者実態調査業務 | 377,071 | 377,071 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 専門的(医療)な視点による分析及び評価を必要とする業務内容であるため。(契約事務の適正化要綱第2の1(2)のセに該当) | 医療政策課 |
| 4 | (公財)高知県文化財団 | 高知県立美術館の管理運営代行業務(指定管理者制度) | 1,708,697,000 | 326,168,863 | H26.4.1 ~ H31.3.31 | ○ | | | ・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根ざした公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関係を保ちながら事業を行っていく必要があること | 文化推進課 |
| 5 | (公財)高知県文化財団 | 高知県立歴史民俗資料館の管理運営代行業務(指定管理者制度) | 767,581,000 | 155,626,871 | H26.4.1 ~ H31.3.31 | ○ | | | ・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根ざした公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関係を保ちながら事業を行っていく必要があること | 文化推進課 |
| 6 | (公財)高知県文化財団 | 高知県立坂本龍馬記念館の管理運営代行業務(指定管理者制度) | 275,335,000 | 51,751,107 | H21.4.1 ~ H26.3.31 | ○ | | | ・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根ざした公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関係を保ちながら事業を行っていく必要があること | 文化推進課 |
| 7 | (公財)高知県文化財団 | 高知県立文学館の管理運営代行業務(指定管理者制度) | 603,529,000 | 116,469,190 | H26.4.1 ~ H31.3.31 | ○ | | | ・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根ざした公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関係を保ちながら事業を行っていく必要があること | 文化推進課 |
| 8 | (公財)高知県文化財団 | 高知県立埋蔵文化財センター管理運営代行業務(指定管理者制度) | 248,210,000 | 43,624,000 | H25.4.1 ~ H30.3.31 | ○ | | | 学術的専門性と文化財保護という公益性が求められ他に業務の目的を達成できる団体がない。 | 教育委員会文化財課 |
| 9 | (公財)高知県文化財団 | 石元泰博写真作品等著作権管理業務 | 5,234,000 | 5,234,000 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 高知県立美術館の指定管理者として、石元泰博氏の写真作品を管理しており、著作権の管理を総合的に実施できる体制とノウハウを有する唯一の団体である。 | 文化推進課 |
| 10 | (公財)高知県文化財団 | 平成26年度高知県芸術祭開催事務委託業務 | 8,316,000 | 8,316,000 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 芸術文化に関する専門的知識を持ち、市町村や公立文化施設、芸術文化団体との連携を図っている(公財)高知県文化財団が主体的に事業運営に関わっていくことが必要である。 | 文化推進課 |
| 11 | (公財)高知県文化財団 | 四国へんろ展開催委託料 | 24,707,513 | 24,707,513 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 歴史民俗資料館主催の企画展であり、「四国遍路」に関わる展示解説及び国宝・重要文化財を含む文化財の知識・技能など高い専門性が必要であるため。 | 文化推進課 |
| 12 | (公財)高知県文化財団 | 平成26年度高知南国道路埋蔵文化財発掘調査整理業務 | 147,306,600 | 147,306,600 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 本業務は高知県内の埋蔵文化財について、高度な専門的知識、技術を有するスタッフにより一体的に施行されるべきものである。公益財団法人高知県文化財団は委託業務の遂行に必要なスタッフを擁しており、かつ基本財産の一部を県が出捐して設立した公益法人であり、他に業務の目的を達成できる委託先がないため、随意契約を行う。 | 教育委員会文化財課 |
| 13 | (公財)高知県文化財団 | 史跡高知城跡追手門東北矢狭間堀石垣改修工事に伴う調査業務 | 10,564,844 | 3,329,000 | H25.12.1 ~ H26.8.31 | ○ | | | 本業務は高知県内の埋蔵文化財について、高度な専門的知識、技術を有するスタッフにより一体的に施行されるべきものである。公益財団法人高知県文化財団は委託業務の遂行に必要なスタッフを擁しており、かつ基本財産の一部を県が出捐して設立した公益法人であり、他に業務の目的を達成できる委託先がないため、随意契約を行う。 | 教育委員会文化財課 |
| 14 | (公財)高知県文化財団 | 新図書館等複合施設等建設に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務 | 107,739,600 | 33,925,500 | H25.8.1 ~ H27.12.31 | ○ | | | 当該団体は高知県における埋蔵文化財の調査研究及び資料の保存管理を行うことを目的として県が設立したものであり、埋蔵文化財発掘調査を行うことのできる県内唯一の団体であるため。 | 教育委員会新図書館整備課 |

| No. | 団体名 | 業務名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|----------------------|-------------------------------|---|---|---------------------|---------|------|-------|--|--------------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 15 | (公財)高知県国際交流協会 | 高知県研修員受入業務 | 7,425,125 | 7,425,125 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | (公財)高知県国際交流協会は、国際交流や国際協力に関して、国、県及び関係団体と連携し、事業を行うことを目的とする県内唯一の公益法人である。 また、中南米の県人会や県の友好交流先との交流を行っていることから、単なる研修員受入業務でなく、交流先との交流がより深まるなど事業の波及効果が得られる。 さらに、海外技術研修員及び協力交流研修員の受入事業についても受託の実績がありノウハウを有することから、より迅速かつ効率的に事務を行うことができる。 なお、(公財)高知県国際交流協会は、国際交流課と同じ事業目的を持つ公益法人であることから、この受入業務の受託に関しては、直接経費のみの委託料となっているため。 | 国際交流課 |
| 16 | (公財)こうち男女共同参画社会づくり財団 | こうち男女共同参画センターの管理運営代行業務 | 370,316,000 | 61,334,051 | H24.4.1 ~ H29.3.31 | | | ○ | 公募型プロポーザルによる指定管理による。 | 県民生活・男女共同参画課 |
| 17 | (公財)こうち男女共同参画社会づくり財団 | こうち男女共同参画センターの県有施設管理業務 | 1,900,995 | 1,900,995 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | こうち男女共同参画センターの入居団体の負担金の按分・徴収を行い支払う業務であり、同センターの管理運営代行業務の受託者である同財団が事務を遂行することが効率的かつ経済的であるため。 | 県民生活・男女共同参画課 |
| 18 | (公財)こうち男女共同参画社会づくり財団 | 高知県女性登用等促進事業委託業務 | 2,463,520 | 2,463,520 | H26.7.25 ~ H27.3.31 | ○ | | | こうち男女共同参画センターの管理運営代行業務の受託者であり、研修等開催実績やノウハウを持つ中立的立場の法人であるため。 | 県民生活・男女共同参画課 |
| 19 | (公財)高知県人権啓発センター | 高知県人権啓発研修事業委託(県費) | 75,676,000 | 75,676,000 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | (公財)高知県人権啓発センターは、あらゆる人権問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るため、人権に関する啓発・研修等の事業を行い、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として、県等の出捐により設立・運営されている。「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第1項において県の責務として定める人権意識の高揚を目的として実施する当該業務の委託にあたり、公平かつ中立で人権問題全般に取り組む団体は他にないため。 | 人権課 |
| 20 | (公財)高知県人権啓発センター | 高知県人権啓発研修事業委託(国費) | 9,017,000 | 9,017,000 | H26.5.20 ~ H27.3.31 | ○ | | | 人権啓発研修事業は、啓発活動を通じて人権問題の解決を図ることを目的とした国の委託事業であり、その性格上、地方公共団体がこれにあたることが予定されている。再委託先の(公財)高知県人権啓発センターについても、あらゆる人権問題の解決を図るため人権に関する啓発研修等の事業を行うことを目的として県等の出捐により設立・運営されている法人であり、県としても同法人を人権啓発を推進するうえでの中核と位置づけており、他に当該委託業務を再委託できるものがないため。 | 人権課 |
| 21 | (公財)高知県人権啓発センター | 高知県立人権啓発センター管理運営委託(指定管理者制度) | 33,606,000 | 11,277,000 | H24.4.1 ~ H27.3.31 | | | ○ | 外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したものの。 | 人権課 |
| 22 | (公財)高知県人権啓発センター | 高知県私立学校人権教育指導業務委託 | 2,763,000 | 2,763,000 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | (公財)高知県人権啓発センターは、様々な人権問題に関する啓発・研修事業を一元的に実施しており、この委託事業である人権教育の指導、研修を総合的に実施できるノウハウと体制を持っているのは同センター以外にないため。 | 私学・大学支援課 |
| 23 | (一財)高知県地産外商公社 | アンテナショップ「まるごと高知」賃貸借契約 | 7,530,434 (82,213,464円と公社の平成26年度の収益事業における収入から費用を控除した金額のいずれか低い方。) | 7,530,434 (82,213,464円と公社の平成26年度の収益事業における収入から費用を控除した金額のいずれか低い方。) | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 本契約は、アンテナショップ「まるごと高知」の運営に必要となる店舗及び執務室の物件を貸し付けるものであり「まるごと高知」の運営と、地産外商戦略を推進するために設立した一般財団法人高知県地産外商公社以外に貸付先はないため。 | 地産地消・外商課 |
| 24 | (一財)高知県地産外商公社 | 地産外商公社へ派遣する県職員の建物物件への入居にかかる契約 | 1,128,000 | 1,128,000 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 不動産の賃貸にかかる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。 | 地産地消・外商課 |
| 25 | (公財)高知県産業振興センター | 中小企業団地内公園管理業務 | 903,528 | 903,528 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(高知県産業振興センターが管理運営している「ちばさんセンター」に隣接しているため、ちばさんセンターの管理に付随して日々の公園管理が可能であり、県が単独で公園維持管理を行うより経済的である。また、県が出えんする公益財団法人である高知県産業振興センターは公共財産の管理運営に習熟しており管理者として適している。) | 商工政策課 |
| 26 | (公財)高知県産業振興センター | 建設業新分野進出アドバイザー業務 | 6,532,695 | 6,532,695 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 高知県産業振興センターは、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関として、建設業の経営革新事業等各種の支援事業を行っており、これまでの事業の遂行や企業訪問等を通じ、県内企業の状況に精通している。また、高知県と日常的に密接な連携を行っている。本業務は、建設業の新分野進出に意欲のある建設業者を支援するために、個別訪問を行うことによって情報を集積し、関係機関と連携し、新分野進出に繋げるものであり、こうした支援を実施できるノウハウ、人材を有する事業者は同団体以外にはない。 | 商工政策課 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|-----------------|----------------------|------------|------------|--------------------|---------|------|-------|--|-----------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 27 | (公財)高知県産業振興センター | 平成26年度ものづくり総合技術展開催業務 | 21,263,133 | 21,263,133 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | <p>高知県産業振興センターは、高知県の地域産業の高度化を支援する事業及び新しい地場産業の創出を支援する事業を行うことにより、地域産業の振興を図るとともに活力のある地域経済の発展に寄与することを目的として設立された公益財団法人である。</p> <p>本委託業務は、本県経済を根本から元気にする県のトータルプランである産業振興計画に掲げる「ものづくりの地産地消」の促進策であるが、委託予定法人である公益財団法人高知県産業振興センターでは、地域企業の振興に向け、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 販路開拓のコーディネーターの派遣などを行う、専門人材支援 2 経営革新を目指す企業の取組支援などを行う、企業訪問・窓口相談 3 商談会の開催などを行う、機会や場の提供 4 設備導入を支援する、設備投資支援 5 地域資源を活かした中小企業者の研究開発の取組などを支援する、財政支援 6 分野の異なる地域企業相互の交流活動を支援する、交流支援 <p>など、多岐にわたる取り組みを進めている。個別の支援策も豊富であり、支援業務に携わる人材・体制も充実しており、加えて、平成9年の設立から培ってきた地域企業とのつながり、ノウハウの蓄積がされており、産業支援のための総合的な機能を有する法人として、県内で唯一、新事業創出促進法に基づく中核的支援機関に認定、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定された法人である。</p> <p>また、商工労働部長が評議員、高知県理事が理事長、商工労働部参事が専務理事を務めるなど、県と密接な関係にある本法人と県が相互に情報を共有し連携して地域産業振興に取り組むことで、より効果的な施策を実施することが可能と思慮される。</p> <p>平成23年度から、同法人に本事業を委託しており、本業務を実施するに当たって十分な能力や実績を有している。</p> <p>このことから、公益財団法人高知県産業振興センターは本事業を遂行できる唯一の法人であることから、同法人に随意契約により委託するものとした。</p> | 計画推進課 |
| 28 | (公財)高知県産業振興センター | 高知県地域産業支援事業業務 | 17,035,719 | 17,035,719 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | <p>高知県産業振興センターは、高知県の地域産業の高度化を支援する事業及び新しい地場産業の創出を支援する事業を行うことにより、地域産業の振興を図るとともに活力のある地域経済の発展に寄与することを目的として設立された公益財団法人である。</p> <p>本委託業務は、本県経済の体質強化に向けた県のトータルプランである産業振興計画に基づく地域アクションプランの実行支援であるが、委託予定法人である公益財団法人高知県産業振興センターでは、地域企業の振興に向け、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 販路開拓のコーディネーターの派遣などを行う、専門人材支援 2 経営革新を目指す企業の取組支援などを行う、企業訪問・窓口相談 3 商談会の開催など行う、機会や場の提供 4 設備導入を支援する、設備投資支援 5 地域資源を活かした中小企業者の研究開発の取組などを支援する、財政支援 6 分野の異なる地域企業相互の交流活動を支援する、交流支援 <p>など、多岐にわたる取り組みを進めている。個別の支援策も豊富であり、支援業務に携わる人材・体制も充実しており、加えて、平成9年の設立から培ってきた地域企業とのつながり、ノウハウの蓄積がされており、産業支援のための総合的な機能を有する法人として、県内で唯一、新事業創出促進法に基づく中核的支援機関に認定、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定された法人である。</p> <p>また、産業振興推進部長、商工労働部長が評議員、商工労働部参事が専務理事を務めるなど、県と密接な関係にある本法人と県が相互に情報を共有し連携して地域産業振興に取り組むことで、より効果的な施策を実施することが可能になる。</p> <p>平成21年度から平成25年度においても、同法人に本事業を委託し、地域の産業振興に向け、大きく貢献するなど、能力や実績についても確認している。</p> <p>このことから、公益財団法人高知県産業振興センターは本事業を遂行できる唯一の法人であることから、同法人に随意契約により委託するものとした。</p> | 計画推進課 |
| 29 | (公財)高知県農業公社 | 青年就農給付金事業支援業務 | 3,923,253 | 3,923,253 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | <p>当該法人は、青年農業者等育成センターとして知事から指定を受けており、幅広く新規就農支援を行う組織であり、他に適切な機関がない。</p> | 農地・担い手対策課 |
| 30 | (公財)高知県農業公社 | 認定就農者経営改善支援業務 | 4,426,310 | 4,426,310 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | <p>当該法人は新規就農相談の窓口となっており、就農支援資金の貸付業務も行う、認定就農者と密接に関わっているため、他に適切な機関がない。</p> | 農地・担い手対策課 |

| No. | 団体名 | 業務名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------------|--------------------------------|-------------------------|-------------|---------------------|---------|------|-------|--|---------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 31 | (一社)高知県肉用子牛価格安定基金協会 | 検体採取補助業務 | 1,596,000 | 1,596,000 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 本業務は、死亡牛のBSE検査のための検体採取作業における家畜防疫員の補助を行うものである。 ・(一社)高知県肉用子牛価格安定基金協会は、冷凍輸送車を所有し、BSE検査を実施するための死亡牛の収集・運搬及び保管に関する事業を県内で唯一実施している。 ・検体採取作業は、農場からの死亡牛収集と一体的に行う必要があり、当業務の委託先は同団体しかない。 | 畜産振興課 |
| 32 | (一社)高知県森林整備公社 | 平成26年度高知県営林造林事業 | 42,362,914 | 42,362,914 | H26.4.9 ~ H27.3.31 | ○ | | | 県営林事業については、昭和46年度以降造林事業を委託して実施し、全県下に展開する県営林の実情について詳細に把握していることから、本業務の委託先は、森林整備公社以外にない。 | 森づくり推進課 |
| 33 | (公財)高知県山村林業振興基金 | 高知県立森林研修センター研修館管理代行業務(指定管理者制度) | 32,810,000 | 10,299,217 | H24.4.1 ~ H27.3.31 | | | ○ | 外部有識者等による審査委員会の審査を経て選定したもの。 | 森づくり推進課 |
| 34 | (公財)高知県山村林業振興基金 | 平成26年度新規就業者職業紹介アドバイザー委託業務 | 4,351,857 | 4,351,857 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 当団体は、①厚生労働大臣から「無料職業紹介事業」の許可を受けている②事業実施に必要な指導者がいる③労働法第11条により林業労働力確保支援センターとして県から指定されている④林業に関する専門的知識を有し、林業事業体の現状を把握している、ことから効果的に就業促進に結びつく活動を実施できる者は当団体以外にない。 | 森づくり推進課 |
| 35 | (公財)高知県山村林業振興基金 | 平成26年度労働環境改善計画事前審査委託業務 | 1,341,000 149,000円/件 | 1,341,000 | H26.4.11 ~ H27.3.25 | ○ | | | 当団体は、①労働環境改善計画の内容や関連する法令等を理解している②林業に関する専門的知識を持ち、林業事業体の現状を把握している③林業労働力確保支援センターの指定を受けているのは当団体のみ、であることから効果的かつ精度の高い事前審査を実施できる者は当団体以外にない。 | 森づくり推進課 |
| 36 | (公財)高知県山村林業振興基金 | 平成26年度森林保全作業安全研修委託業務 | 669,269 | 669,269 | H26.7.9 ~ H26.12.25 | ○ | | | 林内作業にかかる安全研修を総合的に実施している県内で唯一の団体であるため。 | 林業環境政策課 |
| 37 | (公財)高知県牧野記念財団 | 高知県立牧野植物園管理運営代行業務 | 1,647,153,000 | 350,872,294 | H23.4.1 ~ H28.3.31 | ○ | | | 植物に関する専門性が高く、本財団以外に条件を満たすものがない。 | 環境共生課 |
| 38 | (公財)高知県牧野記念財団 | 希少野生植物食害防止対策(調査)委託業務 | 2,440,800 | 2,440,800 | H26.5.1 ~ H27.3.20 | ○ | | | 植物に関する専門性を必要とする調査業務であり、本財団以外に条件を満たすものがない。 | 環境共生課 |
| 39 | (公社)高知県建設技術公社 | 平成26年度高知県建設事業継続計画認定委託業務 | 714,960 | 714,960 | H26.6.13 ~ H27.3.31 | ○ | | | 当団体は、高知県防災エキスパートの事務局を行うなど、南海トラフ地震対策をはじめとした災害対応の専門知識を備えているうえ、建設会社の人員及び資機材の保有状況や調達先などの秘匿情報をもとに審査に係る基礎資料の作成を中立かつ公平な立場で行える唯一の団体であるため。 | 土木企画課 |
| 40 | (公社)高知県建設技術公社 | 平成26年度高知県土木部新規採用職員長期研修委託業務 | 2,386,800 | 2,386,800 | H26.5.1 ~ H27.2.28 | ○ | | | 平成26年度に新規採用された高知県の土木技術職員に対し、基礎的な実務研修を行い、早期に新規採用技術職員の資質向上を図るものであるが、土木積算システムを利用した積算の研修を行える事業者は他にいないため。 | 土木企画課 |
| 41 | (公社)高知県建設技術公社 | 平成26年度高知県土木部技術職員基礎研修委託業務 | 1,015,200 | 1,015,200 | H26.6.20 ~ H26.9.30 | ○ | | | 高知県の土木積算システムに基づく研修課目があり、県と同一システムを保有し、土木積算システムを利用した積算の研修を行える事業者は他にいないため。 | 土木企画課 |
| 42 | (公社)高知県建設技術公社 | 電子納品運用支援等(その1)委託業務 | 1,749,600 | 1,749,600 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 公共事業の情報技術に関するヘルプデスクの実績があり、県及び市町村から工事監督及び工事検査といった発注者支援業務を受託した実績がある事業者は他にないため。 | 建設管理課 |
| 43 | (公社)高知県建設技術公社 | 平成26年度土木積算基準改訂作業委託業務 | 28,892,160 | 28,892,160 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 土木積算システムの詳細構成をはじめ、予定価格の基礎となる官積算の概念や、積算基準の変遷に基づいた県独自の運用方針等を熟知している者が実施する必要があり、これらの条件をすべて備えた事業者は他にないため。 | 建設管理課 |
| 44 | (公社)高知県建設技術公社 | 建設生産システム効率化検討普及委託業務 | 1,185,840 | 1,185,840 | H26.5.8 ~ H27.3.25 | ○ | | | 契約の相手方としては、公共事業の情報化技術に関する業務の実績があり、自治体や建設事業者向けの新技術等の講習会を実施している当該公社以外にないため。 | 建設管理課 |
| 45 | (公社)高知県建設技術公社 | 維持委託業務の出来高部分払い検討委託業務 | 2,386,800 | 2,386,800 | H26.8.6 ~ H27.3.17 | ○ | | | 契約の相手方としては、県及び市町村の発注業務及び施工管理に関する業務の実績がある当該公社以外にないため。 | 建設管理課 |
| 46 | (公社)高知県建設技術公社 | 電子納品運用支援等(その3)委託業務 | 594,000 | 594,000 | H27.2.23 ~ H27.3.25 | ○ | | | 本業務は、高知県建設業活性化プランの取り組みの一つである、情報化技術活用検討委員会で実施した無人航空機(UAV)による写真測量のデータ等を元に3次元モデルの作成等を行うものであり、3次元モデルの作成技術に加えて、発注者の実施する災害査定業務及び復旧計画の立案、発注に係る積算業務等に精通している必要がある。 このため、契約の相手方として、計画から維持管理までの公共事業執行全般に関して熟知し、県や市町村の発注者支援業務(災害復旧事業の図面作成等)及びCAD操作職員研修(3次元)を実施している公益社団法人高知県建設技術公社以外にない。 | 建設管理課 |
| 47 | (公社)高知県建設技術公社 | CAD操作職員研修委託業務 | 2,276,640 | 2,276,640 | H26.4.18 ~ H27.2.28 | ○ | | | 本業務は、公共事業の執行において必要となる設計図面をCADソフトで作成するための研修であり、工事発注時に使用する2次元図面や、事業の住民説明時に使用する3次元図面等の公共事業の執行における各段階で必要となる図面の作成方法について研修する必要がある。 このため、契約の相手方として、計画から維持管理までの公共事業執行全般に関して熟知し、県や市町村の発注者支援業務を実施している公益社団法人高知県建設技術公社以外にない。 | 建設管理課 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|-------------------------------|-----------|-----------|---------------------|---------|------|-------|---|---------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 48 | (公社)高知県建設技術公社 | 道路台帳管理委託業務 | 3,110,400 | 3,110,400 | H26.11.5 ~ H27.3.25 | ○ | | | 建設技術公社は昭和53年の台帳整備開始当時から経年的に補正業務を受託しており、作業要領を熟知している。また、平成13年度に構築された道路台帳管理システムにも精通していることから本管理業務を遂行できるのは同公社以外にはないため。 | 道路課 |
| 49 | (公社)高知県建設技術公社 | 野根漁港水産生産基盤整備技術審査補助委託業務 | 406,080 | 406,080 | H26.4.25 ~ H26.7.30 | ○ | | | 本業務は、漁生産第2-1号 野根漁港水産生産基盤整備工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり次の要件を満たすものでなければ契約の相手となり得ず、競争入札に適さない。 (1)総合評価方式による発注業務について十分な知識と理解を有していること。 (2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではない。 | 安芸土木事務所 |
| 50 | (公社)高知県建設技術公社 | 三津漁港水産基盤ストックマネジメント積算・工事監督委託業務 | 1,961,280 | 1,961,280 | H26.5.16 ~ H27.3.23 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。(公社)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外、監督業務の実績を有していない。 | 安芸土木事務所 |
| 51 | (公社)高知県建設技術公社 | 野根海岸高潮対策工事積算施工管理委託業務 | 2,754,000 | 2,754,000 | H26.5.27 ~ H27.3.7 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。(公社)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外、監督業務の実績を有していない。 | 安芸土木事務所 |
| 52 | (公社)高知県建設技術公社 | 安芸漁港水産生産基盤整備技術審査補助委託業務 | 316,440 | 316,440 | H26.7.2 ~ H26.9.19 | ○ | | | 本業務は、H25漁生産第1-4号 安芸漁港水産生産基盤整備工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり次の要件を満たすものでなければ契約の相手となり得ず、競争入札に適さない。 (1)総合評価方式による発注業務について十分な知識と理解を有していること。 (2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではない。 | 安芸土木事務所 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|-----------------------------|-----------|-----------|-----------------------|---------|------|-------|---|---------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 53 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道493号社会資本整備総合交付金積算施工管理委託業務 | 4,287,600 | 0 | H26.7.2 ~ H27.11.30 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。(公社)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 | 安芸土木事務所 |
| 54 | (公社)高知県建設技術公社 | 奈半利川外河川災害査定設計書作成等委託業務 | 2,954,880 | 2,954,880 | H26.10.22 ~ H26.12.10 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。(公社)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 | 安芸土木事務所 |
| 55 | (公社)高知県建設技術公社 | 安芸漁港災害復旧工事技術審査補助委託業務 | 236,520 | 236,520 | H26.12.23 ~ H27.3.8 | ○ | | | 本業務は、26災第2号安芸漁港災害復旧工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり次の要件を満たすものでなければ契約の相手となり得ず、競争入札に適さない。 (1)総合評価方式による発注業務について十分な知識と理解を有していること。 (2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではない。 | 安芸土木事務所 |
| 56 | (公社)高知県建設技術公社 | 奈半利川他 地域の安全安心推進設計書作成委託業務 | 1,252,800 | 1,252,800 | H26.12.19 ~ H27.1.31 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。(公社)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 | 安芸土木事務所 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|------------------------------------|-----------|-----------|---------------------|---------|------|-------|---|--------------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 57 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道493号社会資本整備総合交付金積算施工管理委託業務 | 3,071,520 | 3,071,520 | H26.3.20 ~ H26.9.30 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。(公社)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 | 安芸土木事務所 |
| 58 | (公社)高知県建設技術公社 | 羽根川他河川災害測量設計委託業務 | 6,966,000 | 6,966,000 | H26.9.5 ~ H26.12.2 | ○ | | | 当業務は平成26年8月9日から10日の台風11号で被災した室戸事務所管内の河川施設を復旧するための測量及び設計、積算を行う業務であり、施設の早期復旧に向けて測量から設計書作成まで早期に一連で行う必要がある。また、設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。 | 安芸土木事務所室戸事務所 |
| 59 | (公社)高知県建設技術公社 | 航空隊基地嵩上げ造成工事施工監理及び変更積算委託業務 | 4,398,840 | 4,398,840 | H26.3.31 ~ H27.9.24 | ○ | | | 本業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価を基に土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 消防政策課 |
| 60 | (公社)高知県建設技術公社 | 丸の内高校グラウンド改修工事積算・施工監理委託業務 | 1,589,760 | 1,589,760 | H26.5.1 ~ H26.12.26 | ○ | | | 本業務には、高知県立高知丸の内高校で施工されるグラウンド改修工事の実施設計の積算業務を含んでおり、入札に参加することが想定される一般の建設業者・建設コンサルタントに発注することは適当ではない。 また、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、土木工事について積算・施工監理業務を行える職員がいないため。 | 教育委員会学校安全対策課 |
| 61 | (公社)高知県建設技術公社 | 高知市内県立学校共同グラウンド改修工事測量設計・積算施工監理委託業務 | 4,085,640 | 4,085,640 | H26.5.1 ~ H27.3.20 | ○ | | | 本業務には、高知市内県立学校共同グラウンドで施工されるグラウンド改修工事の実施設計の積算業務を含んでおり、入札に参加することが想定される一般の建設業者・建設コンサルタントに発注することは適当ではない。 また、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、土木工事について積算・施工監理業務を行える職員がいないため。 | 教育委員会学校安全対策課 |
| 62 | (公社)高知県建設技術公社 | 春野高校災害復旧測量設計積算委託業務(緊急委託業務) | 1,922,400 | 1,922,400 | H26.10.6 ~ H27.1.30 | ○ | | | 本業務には、高知県立春野高校で施工される災害復旧工事の実施設計の積算業務を含んでおり、入札に参加することが想定される一般の建設業者・建設コンサルタントに発注することは適当ではない。 また、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、土木工事について積算・施工監理業務を行える職員がいないため。 | 教育委員会学校安全対策課 |

| No. | 団体名 | 業務名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|--|-----------|-----------|-----------------------|---------|------|-------|---|--------------|
| | | | うちH26年度 | | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 63 | (公社)高知県建設技術公社 | 若草養護学校擁壁改修工事測量設計・積算施工管理委託業務 | 1,738,800 | 0 | H26.12.27 ~ H27.10.30 | ○ | | | 本業務には、高知県立高知若草養護学校で施工される擁壁改修工事の実施設計の積算業務を含んでおり、入札に参加することが想定される一般の建設業者・建設コンサルタントに発注することは適当ではない。 また、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、土木工事について積算・施工監理業務を行える職員がいないため。 | 教育委員会学校安全対策課 |
| 64 | (公社)高知県建設技術公社 | 岡豊高校グラウンド及び山田養護学校グラウンド改修工事測量設計・積算施工監理委託業務 | 7,406,700 | 7,406,700 | H25.8.2 ~ H27.3.10 | ○ | | | 本業務には、高知県立岡豊高校及び山田養護学校で施工されるグラウンド改修工事の実施設計の積算業務を含んでおり、入札に参加することが想定される一般の建設業者・建設コンサルタントに発注することは適当ではない。 また、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、土木工事について積算・施工監理業務を行える職員がいないため。 | 教育委員会学校安全対策課 |
| 65 | (公社)高知県建設技術公社 | 安芸桜ヶ丘高校グラウンド及び中芸高校グラウンド改修工事測量設計・積算施工監理委託業務 | 8,565,900 | 8,565,900 | H25.8.15 ~ H27.2.20 | ○ | | | 本業務には、高知県立安芸桜ヶ丘高校及び中芸高校で施工されるグラウンド改修工事の実施設計の積算業務を含んでおり、入札に参加することが想定される一般の建設業者・建設コンサルタントに発注することは適当ではない。 また、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、土木工事について積算・施工監理業務を行える職員がいないため。 | 教育委員会学校安全対策課 |
| 66 | (公社)高知県建設技術公社 | 高知農業高校グラウンド整備測量設計・積算施工監理委託業務 | 8,549,280 | 8,549,280 | H26.1.24 ~ H27.3.19 | ○ | | | 本業務には、高知県立高知農業高校で施工されるグラウンド整備工事の実施設計の積算業務を含んでおり、入札に参加することが想定される一般の建設業者・建設コンサルタントに発注することは適当ではない。 また、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、土木工事について積算・施工監理業務を行える職員がいないため。 | 教育委員会学校安全対策課 |
| 67 | (公社)高知県建設技術公社 | 北曲輪・内堀跡西側地区史跡整備工事発注者支援委託業務 | 477,360 | 477,360 | H26.7.3 ~ H27.3.31 | ○ | | | 土木工事に関する積算・施工管理業務を専門的に行っている団体で、技術支援能力があること。高知県が出資している団体であることから、契約事務の適正化要綱第2の1(2)セに該当する。 | 教育委員会文化財課 |
| 68 | (公社)高知県建設技術公社 | 高知城山体の健全性評価(詳細調査)発注者支援委託業務 | 248,400 | 248,400 | H26.10.31 ~ H27.3.31 | ○ | | | 土木工事に関する積算・施工管理業務を専門的に行っている団体で、技術支援能力があること。高知県が出資している団体であることから、契約事務の適正化要綱第2の1(2)セに該当する。 | 教育委員会文化財課 |
| 69 | (公社)高知県建設技術公社 | 札所寺院測量調査発注図書作成支援委託業務 | 292,680 | 292,680 | H26.11.6 ~ H27.3.20 | ○ | | | 土木工事に関する積算・施工管理業務を専門的に行っている団体で、技術支援能力があること。高知県が出資している団体であることから、契約事務の適正化要綱第2の1(2)セに該当する。 | 教育委員会文化財課 |
| 70 | (公社)高知県建設技術公社 | 史跡高知城跡追手門東北矢狭間堀石垣改修工事積算施工管理委託業務 | 1,861,650 | 1,861,650 | H25.10.1 ~ H26.5.31 | ○ | | | 土木工事に関する積算・施工管理業務を専門的に行っている団体で、技術支援能力があること。高知県が出資している団体であることから、契約事務の適正化要綱第2の1(2)セに該当する。 | 教育委員会文化財課 |
| 71 | (公社)高知県建設技術公社 | 高知西部地区(足摺沖13工区)水産環境整備施工管理委託業務 | 1,773,450 | 1,773,450 | H25.9.18 ~ H26.8.1 | ○ | | | 漁港漁場課が実施している浮漁礁の作製・設置工事における段階確認を県職員に代わり行う業務である特殊な工事内容に精通している必要があり、同様の実績を有する県内唯一の公的機関であるため。 | 漁港漁場課 |
| 72 | (公社)高知県建設技術公社 | 高知西部地区(足摺沖9工区)水産環境整備施工管理委託業務 | 1,591,920 | 1,591,920 | H26.9.18 ~ H27.3.31 | ○ | | | 漁港漁場課が実施している浮漁礁の作製・設置工事における段階確認を県職員に代わり行う業務である特殊な工事内容に精通している必要があり、同様の実績を有する県内唯一の公的機関であるため。 | 漁港漁場課 |
| 73 | (公社)高知県建設技術公社 | 保健衛生総合庁舎建築技術支援委託業務 | 541,620 | 541,620 | H25.12.11 ~ H26.6.14 | ○ | | | ・測量業務の設計書の作成等を行うものであり、適切な設計、業務指導、検査態勢の確保が求められるが、当課には専門知識を持った職員が配置されていない。 ・公共事業の積算を行う唯一の公的機関であるため。 | 健康長寿政策課 |
| 74 | (公社)高知県建設技術公社 | 新南国警察署(仮称)庁舎新築に伴う交差点改良工事設計積算・施工管理委託業務 | 4,028,400 | 0 | H26.7.18 ~ H27.11.30 | ○ | | | 土木工事の積算等については、警察本部で行うことが出来ず、県土木工事の単価を用いて積算等が行えるのは(公社)高知県建設技術公社のみであるため。 | 警察本部装備施設課 |
| 75 | (公社)高知県建設技術公社 | 地藏寺川発電所(仮称)導水路トンネル積算委託業務 | 1,630,800 | 1,630,800 | H26.11.28 ~ H27.3.17 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行った。 | 公営企業局電気工水課 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|--------------------------------|------------|-----------|---------------------|---------|------|-------|--|---------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 76 | (公社)高知県建設技術公社 | 国分川外地震高潮対策積算等委託業務 | 16,481,880 | 4,709,070 | H26.5.9 ~ H28.3.31 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 高知土木事務所 |
| 77 | (公社)高知県建設技術公社 | 高知新港臨海土地造成工事発注図書作成支援委託業務 | 1,493,640 | 1,493,640 | H26.5.21 ~ H26.9.17 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 高知土木事務所 |
| 78 | (公社)高知県建設技術公社 | 鏡川外地震高潮対策積算等委託業務 | 6,221,880 | 0 | H26.5.27 ~ H28.3.31 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 高知土木事務所 |
| 79 | (公社)高知県建設技術公社 | 久万川外災害復旧測量設計積算委託業務 (緊急委託業務) | 8,089,200 | 8,089,200 | H26.8.5 ~ H26.12.26 | ○ | | | (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当) 高知県と同一の積算システムを唯一保有しており、測量から積算業務を緊急に行えるのは同公社以外にないため。 | 高知土木事務所 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|--|------------|------------|----------------------|---------|------|-------|--|---------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 80 | (公社)高知県建設技術公社 | 鏡川地震高潮対策積算等委託業務 | 6,469,200 | 0 | H27.1.10 ~ H27.12.31 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 高知土木事務所 |
| 81 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道春野赤岡線(浦戸大橋1-1工区・1-2工区)防災・安全交付金橋梁耐震補強工事施工管理委託業務 | 1,543,620 | 1,543,620 | H25.12.27 ~ H26.5.31 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の請負工事の監督を実施するものである。 監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 高知土木事務所 |
| 82 | (公社)高知県建設技術公社 | 鏡川外地震高潮対策積算等委託業務 | 10,234,080 | 10,234,080 | H26.2.25 ~ H27.3.31 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 高知土木事務所 |
| 83 | (公社)高知県建設技術公社 | 中央地区(旭)職員住宅敷地改修測量・設計にかかる技術支援委託業務 | 313,200 | 313,200 | H26.10.21 ~ H27.3.30 | ○ | | | 公社は、高知県の土木積算システムを保有し、設計書の作成業務を熟知している。公社以外は、県と同一のシステムを保有していないため、設計書作成業務はできないため。 また、県や市町村が発注した工事監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業にも精通していることから。 | 職員厚生課 |

| No. | 団体名 | 業務名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|---|-----------|-----------|-----------------------|---------|------|-------|--|----------------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 84 | (公社)高知県建設技術公社 | 電線共同溝移設工事積算施工管理委託業務 | 1,326,240 | 1,326,240 | H26.10.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 以下の理由で(公社)高知県建設技術公社に単独見積りによる随意契約を行った。 ①電線共同溝移設測量設計委託業務の技術支援を行っており、当該設計を熟知している。 ②本業務に積算業務(変更)を含んでおり、一般の建設コンサルタントへの発注が適当でない。 ③当課に積算業務を行える職員がいない。 ④高知県内で積算業務を行うことのできる公的機関は、(公社)高知県建設技術公社しかない。 | 教育委員会新図書館整備課 |
| 85 | (公社)高知県建設技術公社 | 電線共同溝移設工事発注者支援委託業務 | 924,000 | 924,000 | H25.4.5 ~ H26.7.31 | ○ | | | 以下の理由で(公社)高知県建設技術公社に単独見積りによる随意契約を行った。 ①本業務に積算業務(変更)を含んでおり、一般の建設コンサルタントへの発注が適当でない。 ②当課に積算業務を行える職員がいない。 ③高知県内で積算業務を行うことのできる公的機関は、(公社)高知県建設技術公社しかない。 | 教育委員会新図書館整備課 |
| 86 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道494号防災・安全交付金(鯛の川橋上部工)積算・技術審査補助委託業務 | 2,041,200 | 0 | H26.4.17 ~ H27.12.31 | ○ | | | 建設・建築行政の補完支援を目的として設立された団体であり、また、県と同様の積算システムを有する唯一の団体であること | 須崎土木事務所 |
| 87 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道窪川船戸線防災・安全交付金(寺野2号橋上部工)積算委託業務 | 1,652,400 | 1,652,400 | H26.6.14 ~ H26.12.10 | ○ | | | 建設・建築行政の補完支援を目的として設立された団体であり、また、県と同様の積算システムを有する唯一の団体であること | 須崎土木事務所 |
| 88 | (公社)高知県建設技術公社 | 二級河川上ノ加江川外2河川河川災害測量設計積算委託業務 | 3,743,280 | 3,743,280 | H26.7.1 ~ H26.9.28 | ○ | | | 建設・建築行政の補完支援を目的として設立された団体であり、また、県と同様の積算システムを有する唯一の団体であること | 須崎土木事務所 |
| 89 | (公社)高知県建設技術公社 | 一級水系一級河川四万十川外15河川河川災害測量設計積算委託業務(緊急委託業務) | 5,580,360 | 5,580,360 | H26.8.12 ~ H27.1.6 | ○ | | | 災害業務に精通し、迅速な県の積算業務が可能な唯一の団体であること | 須崎土木事務所 |
| 90 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道494号防災・安全交付金(王子トンネル)積算・施工管理委託業務 | 1,665,360 | 1,665,360 | H26.9.29 ~ H27.3.25 | ○ | | | 建設・建築行政の補完支援を目的として設立された団体であり、また、県と同様の積算システムを有する唯一の団体であること | 須崎土木事務所 |
| 91 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道439号社会資本整備総合交付金総合評価方式技術審査補助委託業務 | 382,320 | 382,320 | H26.11.13 ~ H27.1.31 | ○ | | | 総合評価方式による発注業務に十分な知識を有し、かつ、多数の入札参加者の情報を扱うことから一般の入札参加業者でないものであること | 須崎土木事務所 |
| 92 | (公社)高知県建設技術公社 | 町道佐渡鷹取線技術審査補助委託業務 | 279,720 | 279,720 | H26.11.18 ~ H27.1.31 | ○ | | | 総合評価方式による発注業務に十分な知識を有し、かつ、多数の入札参加者の情報を扱うことから一般の入札参加業者でないものであること | 須崎土木事務所 |
| 93 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道中土佐佐賀線防災・安全交付金(馬鞍トンネル)変更積算・施工管理委託業務 | 6,573,420 | 6,573,420 | H25.12.13 ~ H26.12.26 | ○ | | | 建設・建築行政の補完支援を目的として設立された団体であり、また、県と同様の積算システムを有する唯一の団体であること | 須崎土木事務所 |
| 94 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道494号防災・安全交付金(王子トンネル)積算・施工管理委託業務 | 5,389,200 | 5,389,200 | H26.3.26 ~ H26.11.30 | ○ | | | 建設・建築行政の補完支援を目的として設立された団体であり、また、県と同様の積算システムを有する唯一の団体であること | 須崎土木事務所 |
| 95 | (公社)高知県建設技術公社 | 後川河川災害測量設計委託業務(緊急委託業務) | 442,800 | 442,800 | H26.6.24 ~ H26.9.15 | ○ | | | 災害業務に精通し、迅速な県の積算業務が可能な唯一の団体であること | 須崎土木事務所四万十町事務所 |
| 96 | (公社)高知県建設技術公社 | 日下川(戸梶川)広域河川改修橋梁下部工積算及び施工管理委託業務 | 3,358,800 | 3,558,800 | H26.5.13 ~ H27.3.17 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調整するものである。 また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央西土木事務所 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|------------------------------|-----------|-----------|----------------------|---------|------|-------|---|----------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 97 | (公社)高知県建設技術公社 | 能津谷川通常砂防工事積算及び施工管理委託業務 | 4,166,640 | 4,166,640 | H26.5.21 ~ H27.3.30 | ○ | | | <p>この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。</p> <p>設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調整するものである。</p> <p>また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。</p> <p>公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。</p> <p>同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。</p> <p>以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。</p> | 中央西土木事務所 |
| 98 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道石鎚公園線道路改良工事積算及び施工管理委託業務 | 3,602,880 | 0 | H26.6.18 ~ H27.6.30 | ○ | | | <p>この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。</p> <p>同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一のシステムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。</p> <p>以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。</p> | 中央西土木事務所 |
| 99 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道194号防災・安全交付金工事積算及び施工管理委託業務 | 1,881,360 | 1,881,630 | H26.6.19 ~ H26.12.28 | ○ | | | <p>この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。</p> <p>設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調整するものである。</p> <p>また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。</p> <p>公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。</p> <p>同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。</p> <p>以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。</p> | 中央西土木事務所 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|------------------------|-----------|-----------|----------------------|---------|------|-------|--|----------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 100 | (公社)高知県建設技術公社 | 井ノ尻水門耐震補強工事積算・施工管理委託業務 | 5,778,000 | 0 | H26.7.4 ~ H27.5.14 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調整するものである。 また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央西土木事務所 |
| 101 | (公社)高知県建設技術公社 | 高樽川外11河川設計書作成委託業務 | 1,561,680 | 1,561,680 | H26.8.28 ~ H26.10.26 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調整するものである。 また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央西土木事務所 |
| 102 | (公社)高知県建設技術公社 | 能津谷川通常砂防工事積算及び施工管理委託業務 | 2,246,400 | 0 | H26.12.12 ~ H27.9.30 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調整するものである。 また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央西土木事務所 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | 契約期間 | | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|---------------------------------------|------------|------------|----------------------|---------|------|-------|---|-------------------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 103 | (公社)高知県建設技術公社 | 新崎水門津波対策工事積算委託業務 | 1,760,400 | 1,760,400 | H26.12.13 ~ H27.1.31 | | ○ | | この業務は、高知県が発注する工事の実設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調整するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一のシステムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央西土木事務所 |
| 104 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道本川大杉線(上吉野川橋)防災・安全交付金技術審査補助積算委託業務 | 1,372,680 | 1,372,680 | H26.6.20 ~ H26.8.31 | | ○ | | (公社)高知県建設技術公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の積算システムを保有しており、設計書作成業務を熟知している。同公社以外は県と同一のシステムを保有しておらず、設計書作成業務はできない。 このことから、競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央東土木事務所 |
| 105 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道195号防災・安全交付金積算施工管理委託業務 | 4,446,360 | 4,446,360 | H26.7.15 ~ H27.3.30 | | ○ | | (公社)高知県建設技術公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の積算システムを保有しており、設計書作成業務を熟知している。同公社以外は県と同一のシステムを保有しておらず、設計書作成業務はできない。 また、同公社は、県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央東土木事務所 |
| 106 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道195号地域の安全安心推進積算委託業務 | 1,509,840 | 1,509,840 | H27.1.9 ~ H27.3.25 | | ○ | | (公社)高知県建設技術公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の積算システムを保有しており、設計書作成業務を熟知している。同公社以外は県と同一のシステムを保有しておらず、設計書作成業務はできない。 このことから、競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央東土木事務所 |
| 107 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道高知空港インター線社会資本整備総合交付金積算施工管理委託業務 | 2,153,520 | 2,153,520 | H26.2.20 ~ H27.2.20 | | ○ | | (公社)高知県建設技術公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の積算システムを保有しており、設計書作成業務を熟知している。同公社以外は県と同一のシステムを保有しておらず、設計書作成業務はできない。 また、同公社は、県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 | 中央東土木事務所 |
| 108 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道195号防災・安全交付金積算施工管理委託業務 | 1,692,360 | 1,692,360 | H26.2.18 ~ H26.9.30 | | ○ | | (公社)高知県建設技術公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の積算システムを保有しており、設計書作成業務を熟知している。同公社以外は県と同一のシステムを保有しておらず、設計書作成業務はできない。 また、同公社は、県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 | 中央東土木事務所 |
| 109 | (公社)高知県建設技術公社 | 伊勢川川他38箇所 災害復旧測量設計積算委託業務 (緊急委託業務) | 14,331,600 | 14,331,600 | H26.8.12 ~ H26.12.20 | | ○ | | (公社)高知県建設技術公社は、県から職員の派遣を受け、行政的な体制・運営のもとで永年にわたり、これらの機能とノウハウを蓄積し、災害復旧事業の測量・設計・積算、県及び市町村の支援機関として実績を積み重ねている本県における唯一の公的機関であり、早急な対応が可能である。 そのため、同公社が本県業務の委託機関として最も相応しく、また、他に該当する機関が存在しないことから、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央東土木事務所 本山事務所 |
| 110 | (公社)高知県建設技術公社 | 川戸連火地区災害関連緊急地すべり対策測量設計積算委託業務 (緊急委託業務) | 13,510,800 | 13,510,800 | H26.9.12 ~ H27.5.31 | | ○ | | (公社)高知県建設技術公社は、県から職員の派遣を受け、行政的な体制・運営のもとで永年にわたり、これらの機能とノウハウを蓄積し、災害復旧事業の測量・設計・積算、県及び市町村の支援機関として実績を積み重ねている本県における唯一の公的機関であり、早急な対応が可能である。 そのため、同公社が本県業務の委託機関として最も相応しく、また、他に該当する機関が存在しないことから、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央東土木事務所 本山事務所 |
| 111 | (公社)高知県建設技術公社 | 西久保地区災害関連緊急地すべり対策測量設計積算委託業務 (緊急委託業務) | 11,850,840 | 9,990,000 | H26.10.15 ~ H27.5.31 | | ○ | | (公社)高知県建設技術公社は、県から職員の派遣を受け、行政的な体制・運営のもとで永年にわたり、これらの機能とノウハウを蓄積し、災害復旧事業の測量・設計・積算、県及び市町村の支援機関として実績を積み重ねている本県における唯一の公的機関であり、早急な対応が可能である。 そのため、同公社が本県業務の委託機関として最も相応しく、また、他に該当する機関が存在しないことから、同公社と随意契約を行うものである。 | 中央東土木事務所 本山事務所 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | うちH26年度 | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|------------------------------------|-----------|-----------|---------------------|---------|------|-------|--|---------|
| | | | | | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 112 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道大用大方線道路改良工事発注者支援委託業務 | 1,875,960 | 1,875,960 | H26.5.16 ~ H27.3.25 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督等を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 (公社)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 幅多土木事務所 |
| 113 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道321号地域の安全安心推進積算施工管理支援委託業務 | 2,570,400 | 2,570,400 | H26.6.20 ~ H27.3.24 | ○ | | | 県が発注する工事の実施設計書を作成するとともに、請負工事の監督等を実施するものである。設計書の作成は、県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うもの。 | 幅多土木事務所 |
| 114 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道321号地域の安全安心推進(小才角大橋)積算施工管理支援委託業務 | 2,067,120 | 2,067,120 | H26.6.20 ~ H27.3.25 | ○ | | | 県が発注する工事の実施設計書を作成するとともに、請負工事の監督等を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上として、社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うもの。 | 幅多土木事務所 |
| 115 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道下田港線積算補助委託業務 | 658,800 | 658,800 | H26.6.20 ~ H26.9.17 | ○ | | | この業務は、県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 (公社)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外、県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行う。 | 幅多土木事務所 |

| No. | 団体名 | 業 務 名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 |
|-----|---------------|----------------------------------|-----------|-----------|---------------------|---------|------|-------|---|--------------|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | |
| 116 | (公社)高知県建設技術公社 | 山路川外13河川河川災害測量設計委託業務 (緊急委託業務) | 8,521,200 | 8,521,200 | H26.6.12 ~ H26.9.19 | ○ | | | 本委託業務は、平成26年6月4日～5日の豪雨により被災した河川の測量を行うものである。 災害復旧事業の査定が8月中旬に予定されており、早急に設計積算を行う必要がある。 このため、災害復旧事業の経験が豊富であり、高知県と同一の土木積算システムを保有し、設計書の作成業務を熟しており、早急な対応が可能である上記公社と随意契約を行うもの。 (緊急委託業務) | 幡多土木事務所 |
| 117 | (公社)高知県建設技術公社 | 国道321号社会資本整備総合交付金積算施工管理補助委託業務 | 3,923,640 | 0 | H26.7.4 ~ H28.1.31 | ○ | | | この業務は、高知県が発注する工事の実設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督等を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 | 幡多土木事務所 |
| 118 | (公社)高知県建設技術公社 | 県道住次郎佐賀線道路改良工事積算委託業務 | 637,200 | 637,200 | H27.1.23 ~ H27.3.13 | ○ | | | この業務は、県が発注する工事の実設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 (公社)高知県技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行う。 | 幡多土木事務所 |
| 119 | (公社)高知県建設技術公社 | 長谷川外11河川災害復旧測量設計委託業務 (緊急委託業務) | 3,952,800 | 3,952,800 | H26.6.16 ~ H26.9.13 | ○ | | | 平成26年5月20日～21日及び6月4日～5日の豪雨により宿毛事務所管轄内の管理河川において、多くの箇所が護岸が被災を受けた。それらの箇所は、再度、災害や被災の拡大防止のため、災害復旧事業により復旧する必要がある。そのためには、測量・設計・積算を早急に行い、事業採択されるために査定を受けなければならない。 このため、高知県と同一の積算システムを保有し、設計書の作成業務等を熟知しており、早急な対応が可能である上記公社と随意契約を行うもの。 (緊急委託業務) | 幡多土木事務所宿毛事務所 |
| 120 | (公社)高知県建設技術公社 | 松田川外6河川災害測量設計委託業務 (緊急委託業務) | 3,844,800 | 3,844,800 | H26.8.15 ~ H26.12.2 | ○ | | | 台風11号及び12号の豪雨により宿毛事務所管轄内の管理河川において、多くの箇所が護岸が被災を受けた。それらの箇所は、再度、災害や被災の拡大防止のため、災害復旧事業により復旧する必要がある。そのためには、測量・設計・積算を早急に行い、事業採択されるために査定を受けなければならない。 このため、高知県と同一の積算システムを保有し、設計書の作成業務等を熟知しており、早急な対応が可能である上記公社と随意契約を行うもの。 (緊急委託業務) | 幡多土木事務所宿毛事務所 |

| No. | 団体名 | 業務名 | 契約金額(円) | | 契約期間 | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 県の担当課 | |
|-----|------------------|---------------------------------------|----------------|---------------|----------------------|---------|------|-------|---|-----------------|--|
| | | | | うちH26年度 | | 単独随契 | 競争見積 | 公募プロポ | | | |
| 121 | (公社)高知県建設技術公社 | 松田川外2河川災害測量設計委託業務 (緊急委託業務) | 1,771,200 | 1,771,200 | H26.10.20 ~ H27.1.31 | ○ | | | 台風19号の豪雨により宿毛事務所管轄内の管理河川や砂防施設において、被災を受けた。 それらの箇所は、再度、災害や被災の拡大防止のため、災害復旧事業により復旧する必要がある。そのためには、測量・設計・積算を早急に行い、事業採択されるために査定を受けなければならない。 このため、高知県と同一の積算システムを保有し、設計書の作成業務等を熟知しており、早急な対応が可能な上記公社と随意契約を行うもの。 (緊急委託業務) | 幡多土木事務所宿毛事務所 | |
| 122 | (公社)高知県建設技術公社 | 坂本龍馬記念館地形測量技術支援委託業務 | 237,600 | 237,600 | H26.10.17 ~ H27.1.30 | ○ | | | 予定価格が30万円未満のため。 | 文化推進課 | |
| 123 | 高知県土地開発公社 | 都市計画道路安芸中央インター線防災・安全社会資本整備交付金工事(26明許) | 18,778,313 | 18,778,313 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設立した高知県土地開発公社に委託するものである。 | 用地対策課 | |
| 124 | 高知県土地開発公社 | 都市計画道路安芸中央インター線防災・安全社会資本整備交付金工事(26公共) | 88,009,469 | 88,009,469 | H26.6.24 ~ H27.3.31 | ○ | | | 当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設立した高知県土地開発公社に委託するものである。 | 用地対策課 | |
| 125 | 高知県土地開発公社 | 都市計画道路安芸中央インター線道路改良工事(県単) | 67,559,222 | 67,559,222 | H26.5.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設立した高知県土地開発公社に委託するものである。 | 用地対策課 | |
| 126 | 高知県土地開発公社 | 県道大久保伊尾木選社会資本整備総合交付金工事(25公共) | 6,989,599 | 6,989,599 | H25.8.28 ~ H27.3.31 | ○ | | | 当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設立した高知県土地開発公社に委託するものである。 | 用地対策課 | |
| 127 | (公財)高知県のいち動物公園協会 | 高知県立のいち動物公園指定管理 | 1,916,620,000 | 381,980,000 | H26.4.1 ~ H31.3.31 | ○ | | | 専門性を有する業務特性により、他に運営できる団体がいない。 | 公園下水道課 | |
| 128 | 高知県住宅供給公社 | 県営住宅管理代行等業務 | 392,701,773 | 392,701,773 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 管理代行の委託は、公営住宅法の規定により地方住宅供給公社又は市町村のみ行い得るため。(市町村受託意思なし) | 住宅課 | |
| 129 | 高知県住宅供給公社 | 県職員住宅管理委託業務 | 40,241,099 | 40,241,099 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 公社は県営住宅の管理を受託していることから住宅管理に関するノウハウを有しており、県内に同公社と同様の法人が存在しないため。 | 職員厚生課 | |
| 130 | 高知県住宅供給公社 | 教職員住宅管理委託業務 | 30,035,351 | 30,035,351 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 公社は、県営住宅の管理を受託していることから住宅管理に関するノウハウを有している。 また、県内に同公社と同様のノウハウを有する法人が存在しないため。 | 教育委員会教職員・福利課 | |
| 131 | (公財)高知県スポーツ振興財団 | 県立春野運動公園の管理運営業務(指定管理者制度) | 1,081,216,000 | 220,619,000 | H26.4.1 ~ H31.3.31 | | | ○ | 外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの | 公園下水道課 | |
| 132 | (公財)高知県スポーツ振興財団 | 県立県民体育館及び県立武道館の管理運営業務(指定管理者制度) | 251,136,000 | 92,836,000 | H24.4.1 ~ H27.3.31 | | | ○ | 外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの | 教育委員会スポーツ健康教育課 | |
| 133 | (公財)高知県スポーツ振興財団 | 県立弓道場の管理運営業務(指定管理者制度) | 36,094,000 | 20,827,000 | H25.7.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | 大会等による専用利用について既存の弓道場(武道館分館)と合わせて調整する必要があるため、両弓道場を一体的に管理することが望ましい。両弓道場合わせての大会等の利用調整により、高校生の部活動や一般の利用者の利便性が図られ、弓道場の有効活用につながるのと同時に、両弓道場を一体的に管理することにより指定管理者職員の人件費の削減や効率的な管理が期待できることから、武道館分館と同じ指定管理者を指定。 | 教育委員会スポーツ健康教育課 | |
| 134 | (公財)暴力追放高知県民センター | 不当要求防止責任者講習事業 | 980,000 | 980,000 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | (公財)暴力追放高知県民センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第7号により、公安委員会からの委託を受けて、同法第14条第2項の講習業務を行える県内唯一の法人であるため。 | 警察本部 組織犯罪対策課 | |
| 135 | (公財)暴力追放高知県民センター | 暴力団排除運動支援事業 | 2,948,000 | 2,948,000 | H26.4.1 ~ H27.3.31 | ○ | | | (公財)暴力追放高知県民センターは、民間の暴力追放組織に対する援助等の事業を展開し、更に、同センターが中核となって、平成19年に宿毛地区みかじめ料等縁切り同盟を結成し、以降中村地区・高知地区・建設業・遊技業・不動産業における「縁切り同盟」立ち上げの支援活動を行っており、本事業のノウハウやデータを蓄積している唯一の団体であるため。 | 警察本部 組織犯罪対策課 | |
| 計 | | | 10,857,265,129 | 3,593,825,398 | | | | 130 | 0 | 5 | |